

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市人権尊重のまちづくり審議会
2 開催日時	平成27年11月20日(金) 午前10時~11時40分
3 開催場所	河内長野市役所 3階 301会議室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none">・「河内長野市人権施策基本方針」の一部改訂案及び「改訂 河内長野市人権施策推進プラン(本編)」の素案について・その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人(男性 0人、女性 0人)
7 問い合わせ先	(担当課名) 総合政策部人権推進課 TEL 53-1111 (内線406)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成27年度河内長野市人権尊重のまちづくり審議会会議録

日 時 平成27年11月20日(金) 午前10時～11時40分
場 所 河内長野市役所3階 301会議室
出席者 委員 安達英行・井上壽子・七條ハツミ
柴原浩嗣・島西専太・曾和孝司
駄場中太介・中川幾郎・西野英紀
本竜美恵子・榊村博子・三島克則
森中教之・山本忠行
事務局 辻野修司・中野隆夫・橋本知子
塔本寿子・寺田達郎

○事務局

皆様、おはようございます。私は本日の司会を担当します、人権推進課の塔本と申します。どうぞよろしくお願いたします。皆様には、公私ともにお忙しい中、ご出席をいただき有難うございます。ただ今より、平成27年度河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第5期第1回会議を開催いたします。

はじめに、市を代表いたしまして総合政策部長の辻野よりごあいさつ申し上げます。

○辻野部長

皆様、おはようございます。

委員の皆様には、平素から本市行政にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また本日は、お忙しい中、人権尊重のまちづくり審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本市におきましては「安全・安心・安定した緑と笑顔のあふれるまち」をめざし、人権の尊重を市政運営の重要な柱としたまちづくりに努めております。本日は、人権施策基本方針の一部改訂案と人権施策推進プランの改訂素案につきまして、ご審議いただきます。基本方針につきましては策定から約9年が経過しており、また、人権施策推進プランにつきましては、本年度が最終年度となることから、新たな時代に対応すべく、事務局案を作成いたしました。これらについて、委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様におかれましては、今後もあらゆる人権分野のリーダーとしてご活躍いただきますとともに、地域における人権のまちづくりのよき協力者としてもご協力賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました

- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・河内長野市人権施策基本方針 ※一部改訂案

- ・改訂 河内長野市人権施策推進プラン（本編）※改訂案
- ・人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）
- ・資料1 河内長野市人権施策推進プラン改訂方針
- ・資料2 改訂の主なポイント
- ・資料3 人権施策推進プラン改訂に向けたスケジュール
- ・資料4 第42回河内長野市民意識調査 単純集計表 ※<人権問題>箇所の抜粋
- ・資料5（参考資料）人権施策推進プラン・人権施策別 基本行動計画にかかる施策一覧表平成27年度版）（案）

本日配布しました

- ・資料5 A3拡大版
- ・資料6 人権施策推進プラン・基本行動計画にかかる追加・廃止施策一覧
- ・意見提出用紙
- ・返信用封筒

以上ですが、お手元にそろっておりますでしょうか。

本日は平成27年2月24日に開催させていただいて以来の審議会でございます。新たに就任された委員の方もおられますので、改めまして委員の皆様をご紹介します。

お手元の審議会委員名簿の順にご紹介させていただきます。

富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会より安達英行様。河内長野市心身障害児・者父母の会より井上壽子様。公募委員、七條ハツミ様。大阪府人権協会より柴原浩嗣様。公募委員、島西専太様。河内長野市老人クラブ連合会より曾和孝司様。河内長野市議会、駄場中大介議員。帝塚山大学名誉教授で本審議会の会長でございます、中川幾郎様。河内長野市企業人権協議会より西野英紀様。team あごらより本竜美恵子様。河内長野市国際交流協会より柘村博子様。河内長野市議会、三島克則議員。河内長野市人権教育研究会より森中教之様。河内長野市人権協会より本審議会の副会長でございます、山本忠行様。

以上14名の委員の皆様で、ご審議いただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

つづきまして、事務局の紹介をさせていただきます。総合政策部長の辻野です。人権推進課長の中野です。課長補佐の橋本です。寺田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は委員15名中14名の出席をいただいております。過半数のご出席をいただいておりますので、審議会規則第6条第2項に基づき本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第4の案件につきまして、審議に移らせていただきます。

中川会長、議事の進行よろしくお願ひいたします。

○会長

皆さんどうかよろしくお願ひします。それでは次第に沿って進めたいと存じます。

まず、議事の「(1)「河内長野市人権施策基本方針」の一部改訂案及び「改訂 河内長野市人権施策推進プラン(本編)」の素案について」事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局

事務局から説明させていただきます。

今回、第5期の審議会の2年目ということで、今年2月24日に第5期の1回目の審議会を開催していただきました。その際に、「推進プラン」の「北朝鮮当局による拉致問題等」の記述に関して、「推進プラン」の変更についてご議論いただき、その後、審議会の会長、副会長と事務局で相談させていただき、「推進プラン」の改訂について原案を作り、決定の

うえ4月30日に委員の皆様にお送りした次第でございます。

つづきまして、本年度の「基本方針」と「推進プラン」の改訂につきまじの取り組みの
大まかな流れについて説明させていただきたいと思ひます。本年度につきまじは審議
会について2回の開催を予定してあります。まず本日、「基本方針」及び「推進
プラン」の改訂内容について説明させていただき、その後、来年1月12日午後
からの予定としてありますが、第2回の審議会を開催させていただきたい。以上
が審議会における大きな流れでございます。お手元の資料で資料1「河内長野
市人権施策推進プラン改訂方針」及び資料3「人権施策推進プラン改訂に向
けたスケジュール」をご覧ください。資料3で説明させていただきます。今申し
上げました審議会につきまじは資料3の上段の方で第1回目が11月20日、
2回目が来年1月12日午後からの予定で考えてあります。本日の審議会に
至るまでの流れでございますが、平成26年度の審議会において、本年度市
民意識調査を実施する関係でアンケートに関するご意見を願ひいたしました。
その結果、5件のご意見をいただきました。そのうえで、市民意識調査につ
きまじは資料3のスケジュールの調査実施ということで7月22日から調査開
始いたしまして、2000件の調査票を配布し、回収数が651件、回収率が
32.6%と、懸念していたとおひ若干少なかったのですが、委員の皆様から
は貴重なご意見をいただきました。本日お手元に市民意識調査の中間集計を
お配りしてあります。また、人権施策推進プランの検討に関しましては、資
料3の中段でございますが、河内長野市第5次総合計画基本計画等との調
整も含め、事務局で取り組みまして、その中で「河内長野市人権施策推進
プランの改訂方針」ということで庁内会議を設けまして、議論させていただきました。
その中で「人権施策基本方針」についても策定から9年が経過してあり、一
部必要な改訂を検討するというこで、こちらの方は資料1の2ページ、「
プラン改訂の視点」で記載してありますとおひでございます。この「河内
長野市人権施策推進プランの改訂方針」に基づき、10月末に庁内で検討案
を議論した結果が本日お手元の資料としてお配りしてあります「河内長野
市人権施策基本方針 ※一部改訂案」と「改訂 河内長野市人権施策推進
プラン（本編）※改訂案」でございます。本日はお時間にも限りございま
すので、お手元に審議会後にもご意見をいただくための用紙と封筒を用意
してあります。いろいろなお意見をいただけたらと思ひます。

それでは、「基本方針」・「推進プラン」それぞれの内容について、担当から説明します。

○事務局

それでは「人権施策基本方針」の一部改訂案と「人権施策推進プラン」の改訂案について
まとめたものを説明させていただきます。ここでご確認いただく資料ですが「資料2 改訂の
主なポイント」に沿って説明させていただきます。同時に、「河内長野市人権施策基本方針
※一部改訂案」を見ていただければと思ひます。

「基本方針」でございますが、まず目次がございまして、1ページに「はじめに」とござ
います。なお、「基本方針」については改訂箇所を網掛けでお示しさせていただいてあり
ます。目次の部分にも改訂文言がございまし、「はじめに」でも障がい者の「がひ」も表記
を変えてあります。次の2ページをご覧ください。資料2「改訂の主なポイント」では、ま
ず、全般とあるのですが、一旦全般を飛ばしていただいて、つぎの「第1章 人権をめぐ
る国内外の状況」でまとめてあります部分について詳しくご説明させていただきます。2ペ
ージの中段でございます。「改訂の主なポイント」でも書いてありますが、国の「人権教育・
啓発に関する基本計画」変更ということで、これについては平成23年に国の基本計画の一
部改定がございまして「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が「各人権課題に関する取

組」として追加されました。そのことをふまえて、ここでも一定、そのことが追加されたことについて、今回改訂としております。次の2ページの下の部分ですが、網掛けがございまして、これについては「改訂の主なポイント」でもお示ししておりますが、大阪府の「人権教育推進計画」が今年の3月に改定されておりますので、こちらについても反映させていただいております。次の部分で3ページにおきましては、「河内長野市におけるこれまでの取り組み」ですがここには変更を加えておりません。次の4ページをご覧ください。

「第2章 人権施策の基本理念」ですが、ここで、「改訂の主なポイント」にある全般というのが出てきます。改訂内容としまして、第5次総合計画における「基本目標」及び「基本政策」を反映しております。第4次総合計画は本年度が最終年度となりますので、来年度からに向けて第5次総合計画を現在策定中でございます。網掛けの部分ですが、従前からある「河内長野市第4次総合計画においては、共生共感都市として、すべての市民が人権を尊重し、より豊かな生活が過ごせるようなまちづくりを進めることを基本目標として取り組んでまいりました。」という記述は残すんですが、それ以降で、「また、第5次総合計画においては、一人ひとりを大切に思いやりのあるまちの推進を政策の柱の一つと位置づけ、一人ひとりが尊重しあえる思いやりのある関係づくりを図ることをまちづくりの方向としています。」という記述を追加させていただきまして、第5次総合計画との整合を図っております。その次に人権尊重のまちづくり条例の説明がこれまでどおりございまして、その後、3つのまちづくりを目標とし、ここまでは同じなんですが、その後、網掛けで示しております、「思いやりとぬくもりのある、」ここからですが、第4次総合計画では「共生共感のまちづくり」となっておりましたところを、今回、第5次の目標と整合を図りまして「一人ひとりが尊重しあえるまちをめざします」を人権施策の基本理念ということで今回改訂案としてお示しさせていただいております。以上が第2章4、5ページの主な改訂箇所でございます。

つづきまして、6、7ページをご覧ください。「改訂の主なポイント」の「第3章 人権施策の基本方向」でございます。まず、「1. 基本的視点」人権施策の基本方向の基本的視点が8つ示されております。これはこれまでどおりですが、「2. 施策の基本方向」(1)人権教育・啓発の推進の中の「①幼児期から学校教育の人権教育・啓発の推進」の箇所でございます。ここについては、これまで、「①幼児期からの人権教育・啓発の推進」「②学校教育としての人権教育・啓発の推進」となっておりましたが、今回、幼児期と学校教育を合わせさせていただきまして、その理由としましては、この「基本方針」に基づいて、「推進プラン」がございまして、その後、今回A3でお配りしております施策の一覧がございまして、その中では幼児期における具体的な事務事業というのはそれほど多くありませんので、人権教育につきましては、幼児期と学校教育を今回合わせさせていただいております。次に8ページですが、改訂の主なポイントでは第3章の2点目ですが、(1)の「④団体などにおける人権教育・啓発の推進」としてこれまで、「③市職員に対する人権教育・啓発の推進」の次にごございましたが、今回別の箇所に入れております。具体的には8ページの(3)「市民や企業等の主体的な活動の支援」に今回、含めさせていただく案でお示ししております。理由としましては、「団体などにおける人権教育・啓発の推進」ということを、市民活動の範疇としてとらえまして「(3)市民や企業等の主体的な活動の支援」として合わせるのが良いのではないかとということで(3)の3段落目の「また、～」以降の記述で、含めさせていただいております。(1)の④としてありましたものが、(3)の「また、～」以降で記述していると認識いただければと思います。次に9ページでございますが、「改訂の主なポイント」で「(6)人権救済のシステムを削除」としてありますが、これにつ

きましては、もともと（５）のあとに（６）として現プランでは人権救済のシステムがご
います。今回それを削除させていただいております。この理由としましては、もともとこの
「基本方針」は平成18年、「推進プラン」は平成20年に策定したもので、その頃という
のは、人権救済法案の法制化への動きがあった時期でございますので、そういった方向性
を受けて、（６）として救済システムが反映されていたものかなと考えておりますが、これに
ついては未だ法案はあるものの、具体的な動きには至っていない状況でございます。また、
人権救済は国が行うべきものとなっております、司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救
済は、国の管轄するところでございますので、市として項目として謳うのはというのがござ
いまして、今回「（５）相談体制の整備とネットワークの構築」のところで、「人権侵害に
かかわる問題が生じた場合には、問題解決・救済につながる相談窓口が重要です。」という
文言を追加しており、今回そのような位置づけで改訂案を考えております。「第4章 取り
組み課題」でございますが、改訂の主なポイントでは現状をふまえた修正ということでお示
しさせていただいております。これにつきましては個別の課題ですので、庁内の担当課とも
調整させていただきながら、必要な部分を改訂案としてまとめさせていただいたものです。
10ページ「（２）子ども」の箇所ですが、網掛けの部分でこれまでは「河内長野市次世代
育成支援対策行動計画」となっておりました。ただ、今年3月「河内長野市子ども・子育て
支援事業計画」として、後継計画が出来ておりますので、その名前に変えさせていただいて
おります。次の11ページの「（３）高齢者」の箇所でございます。この網掛けの部分も現
プランでは「平成27年には、4人に1人が高齢者という超高齢社会が到来すると予測され
ており、」という記述でございました。ただ、今は平成27年であり、超高齢社会も到来し
ておりますので、「団塊の世代がすべて後期高齢者（75歳以上）となる2025（平成3
7）年には、65歳以上の高齢者人口は3,657万人、高齢化率が30.3%となること
が予測されています」ということで2025年問題を想定しまして、10年後の予測の記述
とさせていただきます。 「（４）障がい者」については障害の害を漢字からひらがな
に変更させていただいております。次に13ページになりますが（10）「北朝鮮当局によ
る拉致問題」につきまして、冒頭の2ページでもご説明いたしました。国の基本計画が平
成23年度に変更されて項目が増えておりますので、本市の「基本方針」もそれに合わせさ
せていただいて「北朝鮮当局による拉致問題」を新たな項目として追加させていただいて
おります。「（11）さまざまな人権問題」については網掛けの部分、これまでの記述では、
「さまざまな人権問題が起こっており、総合的に捉えることが必要です。」というような標
記でしたが、今回は網掛けの部分の2行目の冒頭で、「今後生じる新たな人権問題に
ついて情報提供や啓発活動に努め、関係機関と連携していきます。」というような、新た
な人権問題に対応していくというようなニュアンスを加えています。昨今、性的マイノリテ
ィ、ヘイトスピーチ、ネットでの差別など、新たな人権問題が複合的にからみあって、いろ
いろ問題が生じておりますので、そのあたりをふまえた記述とさせていただきます。「基
本方針」につきましては、次の15ページが最後の改訂部分でございますが、この網掛け部
分も冒頭4ページで市の第5次総合計画との整合にともない、基本理念は「一人ひとりが尊
重しあえるまちをめざし」という記述に改訂しておりますので、ここでもそれが反映される
ものでございます。以上が「基本方針」の改訂箇所でございます。

つづきまして「推進プラン」の改訂についてもご説明させていただきたいと思
います。引き続き改訂の主なポイントを見ていただきまして、併せて「改訂 河内長野市人権施策推進
プラン（本編）※改訂案」をご確認いただきたいと思います。この「推進プラン」でござ
いりますが、前提としまして、「基本方針」の理念に基づくものでございます。つきましては、

これまでご説明させていただきました「基本方針」の改訂というものは、この「推進プラン」にも反映されるとご理解いただければと思います。まず、本編をめくっていただいて「はじめに」がありますが、ここではこれまでの国・大阪府や本市の人権に対する取り組みがございまして、本市の第5次総合計画についても、ある一定記載をさせていただいております。「推進プラン」については大きく変わりますので網掛けで示しているというよりも、勿論変わっていないところもございまして、全編的に改訂がなされているとご理解いただければと思います。目次の部分がございまして、次に1、2ページでございまして、「改訂の主なポイント」でもお示しさせていただいておりますが、「第1章 河内長野市における人権尊重の基本理念と基本的視点」について、構成を第1節に基本理念、第2節に基本的視点、第3節にプランの改訂、という章・節立てをさせていただいております。現プランでは「取り組むべき課題」の後に、基本理念や基本的視点を示しておりましたが、今回、第1章の冒頭に基本理念、基本的視点を持ってきて「基本方針」と構成を合わせております。第1章の1ページで基本理念と基本的視点の説明がございまして、第1節基本理念については、「基本方針」に基づき、同様に第5次総合計画の目標と整合を図りまして「一人ひとりが尊重しあえるまちをめざします」とさせていただいております。第2節人権施策の基本的視点については、現プランでもこの視点についての記述がございまして、これも「基本方針」に基づくものでございまして、次に3ページですが、第3節プランの改訂ということで、現行の「推進プラン」が本年度までとなっておりますので、引き続き人権意識の高揚を図るための施策に取り組んでいくために、この改訂を平成28年度以降の推進計画としますということで説明しております。プランの期間につきましては10年間（平成28年度～平成37年度）ということで、市の第5次総合計画も平成37年度が最終年度ということなので、これに合わせた期間とさせていただいております。つづきまして、4ページから12ページの「第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題」ですが、この箇所については、個別の各課題について庁内の関係課とも調整させていただいて、まとめた部分でございまして、主にお伝えさせていただかないといけない部分としましては、今回個別課題の構成いわゆるまとめ方としまして、「現状」「市民意識調査結果」「施策の方向性」という3つの章立てといたしますか、整理をさせていただいております。すべての課題についてそのようなまとめ方をさせていただいております。個別の課題につきまして、おおまかな部分を順番に説明させていただきたいと思っております。まず、4ページ「第1節 男女共同参画社会の実現にむけて」については「現状」としまして今年9月に施行されました、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の整備が進められている国内の状況などを記載させていただいております。「市民意識調査結果」につきましては、「女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いませんか。」という問いに対して1番回答数が多かったのが「痴漢やストーカーなどの性的暴力」という結果が出ております。「施策の方向性」としましては、平成18年に本市の「男女共同参画推進条例」が策定されまして、「男女共同参画計画」も本市にはございますので、それに基づいた取り組みを進めていくということでまとめさせていただいております。次に5ページの「第2節 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて」につきましては、「現状」で子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくるためのさまざまな法律が整備されているという国内の状況を記載してございまして、その一方でという書きぶりで、社会経済の構造が変化し、児童虐待等が深刻な問題となっているという現状について記載させていただいております。「市民意識調査」につきましては6ページになりますが、子どもの人権問題として1番回答が多かったのが「いじめを受けること」で77.9%の回答がございました。「施策の方向性」につきましては庁内の担当部局である「子ども子育て課」、

「学校教育課」とも調整させていただきまして、平成27年3月に先ほど「基本方針」でもご説明しましたが、「子ども・子育て支援事業計画」が策定されておりまして、それに基づいて施策を進めること、また「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」も併せて、これらに基づいて子どもの権利を守っていく取り組みを進めていきますので、そういった方向性を示しております。次に6～7ページにかけての「第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて」ですが、「現状」としまして、本市においては65歳以上の割合は30%を超えているということを明記させていただいております。「市民意識調査結果」につきましては、最も回答が多かったのが「悪徳商法の被害が多いこと」が63.4%となっております。「施策の方向性」につきましては庁内の担当部局である「いきいき高齢課」とも調整し、本市の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、また今年の3月に本市では「高齢者いきいき都市構想」を策定しておりますので、それに基づきながら、高齢者が知識や経験などを活かして地域での就労や地域活動などに積極的に参加できるよう支援していくといった方向性を示しております。次の8ページ「第4節 障がいの有無にかかわらず共に生きる社会の実現にむけて」でございますが、「現状」としまして、「障害者差別解消法」ということで来年4月からの施行となりますが、このことについて記載しております。「行政機関等や事業者による障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するものであり、負担になり過ぎない範囲で合理的な配慮を行うことを求められるという」そういった現状を記載しております。「市民意識調査結果」につきましては、最も回答が多かったのが「就職・職場で不利な扱いを受けること」となっております。「施策の方向性」としましては、市の「障がい者長期計画」に基づき施策を展開していきますと記載しております。9ページ「第5節 同和問題の解決にむけて」ですが、「現状」としまして、「依然として就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査・土地調査等を行うといった事例が起きている」ということを記載しております。「市民意識調査結果」からは、「結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなたご自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。」という問の回答として「同和地区出身者かどうか」が選択された割合は「自身の結婚の場合」7.7%、「子どもの結婚の場合」19.2%となっております。「施策の方向性」としましては、「同和問題の完全解決を図るための取り組みを継続してまいります。」と記載しております。次の「第6節 外国人市民の人権を尊重する社会の実現にむけて」につきましては、「多文化共生のまちづくりをめざします」ということで、「現状」としましては、「わが国が人種差別撤廃条約を締結しておりまして、あらゆる差別をなくすための取り組みが必要であること」を示しております。「市民意識調査結果」から最も回答が多かったのが「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」という結果が出ております。「施策の方向性」は11ページにもまたがりませんが、「国際交流協会を中心とした市民レベルの幅広い事業を展開すること。今後も、多様な文化や価値観を理解し合い、外国人との対等な関係を築きながら支えあって共に暮らすまちづくりをめざし、取り組みを進めていくこと。」を示しております。次の「第7節 さまざまな人権課題の解決にむけて」ですが、「現状」としまして、先ほども「基本方針」のところでご説明しましたが、「北朝鮮当局による拉致問題」が「わが国の喫緊の国民的課題である」ことを示しているほか、「生活困窮者」につきましては、「自立支援のための法律が整備されている」という状況。「性同一性障害などの性的マイノリティ」の方への差別。「民族差別的なヘイトスピーチなど人権課題が広がりつつあります。」というところで「現状」としてまとめております。「市民意識調査結果」としましては、「関心のある人権課題」という設問がございまして、「女性」や「子ども」などはここにある課題よりもっと高

い数字が出ているのですが、「さまざまな人権課題」としましても「インターネットによる人権侵害」が32.4%。「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」25.7%。「ヘイトスピーチ」についても14.4%と、1割を超える数字が関心度合いとして出ています。「施策の方向性」としましては、「インターネットの利用において他者の人権に配慮するとともに、ルールやマナーを守ることなどの啓発に努めます。」ということで、今回「関心のある人権課題」で「インターネットによる人権侵害」が非常に高い割合としてございましたので、施策の方向性として示しております。生活困窮者については、「平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法などに基づく取り組みを進めていくこと。」。また、最後の結びとしまして「今後生じる新たな人権問題について、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努める。関係機関と連携した取り組みを行っていく。」ということでまとめさせていただいております。つづきまして、13、14の「第3章人権尊重への基本行動計画」ですが、この箇所については、市における基本行動計画ということで、第1節から第5節まで、「推進プラン」で示してきた行動計画というのを明記させていただいております。この第3章の冒頭の箇所、今回「推進プラン」の行動計画を進めるうえで、次の点に留意しますと明記しております。1つ目は「新たな人権問題に対応すること。」「国の立法措置などに適切に対応し、施策を進める」こと。2つ目は「人権教育のさらなる充実」ということで、「人権教育や研修の内容を工夫・充実する」こと。3つ目は「人権情報の効果的な提供」ということで、「情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する」こと。以上を挙げておまして、これに基づき、基本行動計画を推進していくというのが第3章でございます。つづきまして、16ページの「第4章 行動計画の推進と進行管理」をご覧ください。「改訂の主なポイント」の1番下ですが、この章は現プランにはございませんでした。新たに章立てして行動計画の推進と進行管理をまとめております。第1節では行動計画推進の体制として、1点目は、庁内における推進体制として「庁内の横断的な組織である人権施策推進本部などの活用により、総合的かつ効果的な施策の推進に努める。」ということでまとめております。2点目は国、大阪府、近隣自治体との連携体制、3点目としまして、市民等との連携ということで市民、関係団体、事業者などとの協働による連携した取り組みが重要ですので、そういった方向性を示しております。次の「第2節 目標指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理」でございますが、ここで目標指標の設定と、PDCAサイクルによる進行管理とさせていただいております。ここで、別紙になりますが事前に送付した資料「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）」をご確認ください。今回のプランを推進するに当たって、さきほど第2章で7つの取り組み課題を説明させていただきましたが、それらへの取り組みとして目標指標を設定し、目標を掲げて取り組んでいくという観点から、今回（案）をお示しさせていただきます。まず、「推進プラン」の「全体目標」としまして、「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度。これは経年評価で市民意識調査などのタイミングでアンケートを取って図るものですが、この満足度をあげるということで、現状値7.2%。このプランは平成37年度までと考えておりますので、5年後に9.0%、10年後に10.0%という目標設定をさせていただいております。これ以降は各課題についての目標指標でございます。「男女共同参画」につきましては、市が設置する審議会等への女性の参画率を現状の29.5%から上げていくというものです。次の「子どもの人権」については、児童虐待見守り件数の現状283件を減らしていくということ。「高齢者の人権」につきましては、成年後見制度等利用相談件数が現状60件でありますところを、その相談していただく件数を増やしていくということ。「障がいの人権」については就労継続支援事業所の平均工賃を、これは月額でご

ざいますが、現状値12,110円を上げていくということ。これは市の個別計画で大阪府の目標に合わせて掲げているものでございます。「同和問題の解決にむけて」は同和問題に関する講座等の参加者数を5年後に1,500人、10年後に3,000人と累計で参加者数を増やしていくという目標です。「外国人市民の人権」については、国際交流活動参加者数を現状値5,627人のところを10年後にはもう少し上げるとのこと。「さまざまな人権課題の解決にむけて」では人権・平和意識啓発事業への参加者数を現状値1,196人のところを、10年後1,300人という目標を達成できるよう取り組んでいくこと。以上のように目標指標を(案)としてまとめさせていただいております。16ページに戻っていただきまして、「PDCAサイクルによる進行管理」ということで「目標指標に基づく施策の達成状況の確認を行うとともに、PDCAサイクルに基づく進行管理により、関連する施策や事業の実施状況などを確認しながら効果的・効率的な施策の推進に努めます。」ということでもまとめさせていただいております。17ページ以降につきましては、年表や用語解説ですので説明は割愛させていただきます。

最後に、「基本方針」本編とは別で、本日お配りしている資料5の「(参考資料)人権施策推進プラン・人権施策別基本行動計画にかかる施策一覧表(平成27年度版)(案)」のA3拡大版につきましては、事前送付時点から、担当課との調整により若干表現等が修正になっている箇所がございます。施策等が追加されたなどの変更はございませんので、現時点で本日配布のA3版が最終案とご理解いただければと思います。これにつきましては、平成27年10月末日現在の人権に関わる各事業の実施状況をまとめたものでございます。詳細な説明は割愛させていただきますが、資料6の「人権施策推進プラン・基本行動計画にかかる追加・廃止施策一覧」で、前回審議会でもこのような一覧をお示しさせていただいておりますが、平成27年度の主なところとしまして2ページで、前回審議会でも申し上げたこととしまして上から3つです。生活困窮者自立支援事業を本年4月から開始しております。市立幼稚園就園奨励費事業については、子ども子育て関連3法など平成27年度からの取り組みの関係で、この事業につきましては廃止ですが別のかたちで配慮が反映されております。情報化管理業務としまして、メール配信サービス「モックルめーる」が廃止となっております。この理由は前回審議会でも説明させていただいたとおりでございます。その他、廃止予定ということで「生活保護世帯・身体障がい者等に対する配慮」に関して、水道料金・公共下水道・浄化槽の使用料減額制度がございましたが、平成27年11月30日をもって制度廃止予定ということで、今回一覧表にもお示しさせていただいております。次年度以降の「推進プラン」につきましても、今回配布の資料5のようなレイアウトになるかは現在検討中でございますが、一覧表を参考資料としてつけたうえで、施策の進行状況の確認を行っていきたいと考えております。以上が議事1についての事務局からの説明でございました。ありがとうございました。

○中川会長

精力的に進めていただいて、お疲れさまです。それでは最初に質問のみお受けします。

○山本副会長

「推進プラン」の6ページのPDCAサイクルの進行管理で子どもの関係ですが児童虐待の見守り件数というのが平成27年度の283件から、虐待が増えているのに目標値が下がっていくのは、減らしていかなければいけないという意味合いなのかどうか。

○事務局

減らしていかなければいけないという意味合いです。

○山本副会長

わかりました。

○中川会長

他に質問はよろしいでしょうか。それでは確認ですが、これは最終的に来年1月にアップするわけですね。

○事務局

はい。来年1月の審議会で審議会としての承認をいただいて、その後、市の方でパブリックコメント、議会への説明もさせていただいて、年度内に改訂案を市として決定したいと考えております。

○中川会長

はい。ですから今日のところは素案をご覧ください、何か得られる意見があるならばお寄せいただきたいという趣旨です。この時間で語りきれないことは、本日配られている意見提出用紙を封筒に入れて寄せていただいても結構です。そのように理解して良いですね。

○事務局

はい。いただいたご意見につきましては、事務局における検討も含めまして、次回の審議会までに、会長・副会長にも申し訳ございませんがご相談させていただいて、最終決めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○中川会長

それでは皆様のご意見を賜りたいと思います。誠に申し訳ありませんが全員にそれぞれのご所見を1分程度でお願いしたいと思います。何でも結構です。足りないと思ったら意見提出用紙に書いていただいて後日提出していただけますので。それでは順番にお願いします。

○三島委員

「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）」の表がありますよね。この中で「障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会の実現に向けて」で、就労継続支援事業所の平均工賃とあるんですけど、実際に就労支援で入られる障がい者の方たちが、実際に入られる時に最初に驚かれることがある。保護者の方から聞かせていただいたのですが、実際に入られる時に何十万という額を請求されるというのがあるということで、良心的なところもあるのですが、それを支援学校のほうに聞かれても支援学校もわからないという状況があります。実際に就労支援で入られときに何十万も請求されるというのはどうなのかなというようなご意見もありました。これは泣き寝入りしないといけないのかという、人権に関わる問題じゃないのですか、ということをご相談いただいたことがあります。この場で言うべきか迷いましたが、このようなご意見があったということだけ言わせていただきます。

○中川会長

これは具体的に担当課に問い合わせさせていただいて、後ほどきちっとした回答を議員に返されるべき事項かと思えます。今のお問い合わせに関しては、そのような事実があるのかどうか。あるとすればどういう水準か。障がい福祉の所管担当課から返してもらえれば結構です。

○榊村委員

「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）」の表の中で、「外国人市民の人権を尊重する社会の実現にむけて」とありますが、現状が5,627人、目標の6,000人ですがもっと増えると思います。今の状況をみているとアジアの方も多いですし。私は今ずっと関わっているいろんな取り組みをしていますが、皆さん打ち解けておられて、受け入れ側も河内長野はすごく良いので、もっと来られるのではと予測もしています。

○中川会長

目標値をもっとあげても良いというご意見ですね。

○榊村委員

はい。本市に来られた方と市民がマッチングしたときに、ホームステイの方からはすごく良い評価をいただいている。そのような状況を見ていると、もっと増えるのではないかと思います。

○中川会長

おそらくこの目標設定は平成32年度までとそこから平成37年度までで約200人ずつそのまま足したのではないのでしょうか。結果6,000人という目標になっていますが、これは一度事務局で協議してもらえますか。

○事務局

この目標値につきましては、現在、総合計画の担当課と協議のうえで、ほぼ固まった数字です。当然目標値でございますので、この目標までいけば良いというものでもございませんので、担当課にも「もっと増やせそうだ」というご意見についてはお伝えさせていただきます。一定そういうことをご理解いただけますようお願いいたします。

○中川会長

わかりました。それでよろしいですか。

○榊村委員

それで結構です。

○本竜委員

目標値に関しては決まってしまうということで、男女共同参画のことで目標値のことを言いたかったのですが、65歳以上人口が本市においては他市より多くなっています。

今回30%と出ていましたので、その半分が女性と考えてもすごい比率ですが、高齢化が進むとどちらかといえば女性が多くなると思いますので、その比率から考えると、やはり女性の参画率や市の女性職員数においては管理職の割合が減ってきている傾向があるようなの

で、それらの推進を進めていただきたいと思います。それに、1番危惧することとして、ここにはありませんが、災害時に女性を統括する部門を市や、あちこちに作っていただきたいので、この「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）」の中の、「男女共同参画社会の実現にむけて」の目標指標「市が設置する審議会等への女性の参画率」についてはゆっくり進んでいくのではなく、急速に進めていかなければ、本市においては良くないのではないかと考えております。なるべく進めていただきたいと思いますという意見を申し上げます。

○中川会長

これについては、河内長野市において男女共同参画審議会が別にあるのではないですか。そちらの所管として取り組んでおられますかということですね。それをお答えください。

○事務局

ご指摘のございました災害関係につきましては、庁内において危機管理課が担当しております。災害時の女性に関する問題、たとえばトイレの問題や個別ブース、あるいは障がいのある方の避難の問題もございますので、東日本大震災を契機としまして、そういった問題も報告されておりますので、それを受けた研修などを進めております。男女共同参画審議会につきましては、毎年1回開催しております。その中でも女性の登用に関して数値の報告などをさせていただいております。今回の「推進プラン」にもございますように「女性活躍推進法」を受けまして、「事業主行動計画」というものも現在策定中でございます。こちらについては今すぐに職員構成を変えることは難しいのかなと思いますが、今後、職員採用や研修などに「事業主行動計画」として取り組んでいきたいという方向でございます。

○中川会長

市の「男女共同参画基本方針」や「行動計画」がありますよね。その中に、今委員がご質問なされた事項について目標値などが掲げられているかということですね。掲げられているならその内容をお伝えいただければ。

○事務局

それにつきましては、河内長野市男女共同参画計画がございまして、第3期は20年3月に策定された10年計画で30年3月までを目途にしたものがございます。その中で、審議会への女性の登用率を数値化して、目標値として掲げたり、行動計画の中でいろいろな細かな数値としてあげています。今般、「女性活躍推進法」が施行されたことを受けまして、「推進計画」というものについて、市町村に対しては義務付けではないのですが、努力義務として謳われています。ただし、本市においては男女共同参画計画がございまして、その改定時にそれを盛り込めばよいということですので、30年3月に向けて計画を変える際には、「女性活躍推進法」でいうところの「推進計画」を盛り込んだ内容にすることが1点です。もう1点は、「事業主行動計画」というのは、各事業所ごとに来年の3月31日までに作成することが義務付けられていますので、本市においては庁内の担当課は人事課になりますが、採用率や勤続年数、あるいは委員がおっしゃった女性の管理職比率などを目標値として明記しなさいとなっておりますので、「事業主行動計画」を作る方向で準備が進んでおります。

○中川会長

その関連の資料を委員にお渡しください。女性施策の視点からチェックをかけていただく必要があると思いますので。

○西野委員

「基本方針」の8ページに今回「市民や企業等」という表現があります。私は企業人権協議会から参加しておりまして、企業人権協議会では研修の取り組みを強化しております。人権意識というのはまだまだ広めていかなければならないと思っておりますので、我々の立場ではここを進めていかなければならないと思います。それから、河内長野市内では今、いろんな施設が出来てきており、施設の方にもこれからもっと参画していただかないといけないかなと思っております。その辺のPR活動をしていかなければいけないと思っております。それと、先ほど意見が出ましたが、就労支援作業所の平均工賃について、12,000円、13,000円というのが現状では目標値として出てますが、現場では、例えば1ヵ月働いて2,000円、3,000円とかいう現状がありますので、その現状をまず見ていただきたいということ。就労支援という部分では河内長野市内の企業の協力をもっといただかなければ、平均工賃の達成まではいかにしても、それに近づくような工夫を事業所もしなければいけないでしょうし、また企業もその部分に目を当てていくという気づきの場が必要かなと思っております。

○駄場中委員

「ヘイトスピーチ」の問題が非常に大きな社会問題になっています。「推進プラン」には2ページの2段目3段目で触れられていますが、基本方針では国内外の状況というところで触れられていないので、今触れておくべきではないかなと思っております。それと並行して、推進プランにおいては「ヘイトスピーチ」について「さまざまな人権問題」ということで位置づけられているようですので、「基本方針」の13ページにおいても具体的に「ヘイトスピーチ」と言う文言を出して記載すべきであると思っております。今市役所の1階でポスターの掲示をしていただいておりますが、非常に重要な問題であると思っております。

それと、「推進プラン」ですが、現状が書いていて、「市民の意識調査」があつて、「方向性」が書いているんですが、「方向性」そのものが「現状」に対しての答えになっています。これだと「市民の声」が全く無視されているので、順番を入れ替えるだけでいいと思いますが、「現状」があつて「市民の声」があつて、「市民の声」に対する「方向性」の順序にする方がより河内長野市的なものになるんじゃないかと思っております。例えば、5ページの「子どもの人権」のところでは、方向性で「いじめ」が一番最後にきています。けれども市民の関心ごとでは「いじめ」がトップにきています。「方向性」を書くときに「いじめ」を最初に持ってくる方がより良いのではないかという意見です。

○中川会長

文章の流れを変えて、重たい問題を前に持ってくる方が良いのではないかというご指摘ですね。

○駄場中委員

そうです。

○中川会長

「ヘイトスピーチ」に関するご指摘に関して、事務局から見解はございますか。

○事務局

「基本方針」につきましては、平成18年に人権尊重のまちづくり審議会の中でご審議いただいて決まったもので、基本的な方向性については今回も踏襲することで考えております。その中で国や府の大きな流れについては、今回新たに記載したところもございます。その関係で「北朝鮮の拉致問題」というのも国の人権計画のところに関議決定で入っておりますので、入れさせていただいた次第でございます。「基本方針」については大幅な文言改訂については極力差し控えました。そのうえで、今後の取組みとしまして「推進プラン」の方では「ヘイトスピーチ」を取り上げまして、新たな人権課題ということで記載しております。

○中川会長

今の説明は、「基本方針」はあまり変えていないけれど、具体的な取り組みの指針である「推進プラン」には書いてある。施策としては手をつけるということかと思いますが。

○駄場中委員

私の意見は、「基本方針」にも「ヘイトスピーチ」について記載すべきだということです。事務局の見解としては記載する気はないといった趣旨であったかと思いますが。

○事務局

「基本方針」に記載する方向では考えておりませんでした。

○会長

「ヘイトスピーチ」について「基本方針」に記載するかについては、持ち帰って検討してみましよう。前回審議会でも「北朝鮮の拉致問題」について記載するか検討した結果、入れることにしたわけですから。

○曾和委員

老人会の方では健康寿命ということではいろんな活動をしています。健康寿命を伸ばす意味で皆さんの健康を保っていただくためにいろんな活動に参加していただくよう努めています。高齢者社会の中で、健康を保っていくように取り組んでいかなければいけないと思っています。健康が維持できるように、高齢者の箇所でも謳ってますが、高齢化が進む中で認知症の患者も増えておりますしそれに対応するものとして、病院でも3ヶ月入れれば次に変わらなければならないということもあります。それを同じ所でずっと生きていけるように取り組んでいただきたいとも思います。一人ひとりの人権にもつながりますので、病院は3ヶ月経っても変わらずにすむ方法はないのか、そういった課題があることを検討していただければ良いのではないかと思います。

○中川会長

今のご意見を担当部局に伝えていただいて、委員にお返すようお願いいたします。

○島西委員

「基本方針」の13ページですが、北朝鮮当局による云々というところですが、「多くの日本人が拉致されました」と言う表現があります。表現の問題ですが、このような文書の中に書くには、あまりにも曖昧すぎる。多くというのは十人なのか百人なのか千人か一人か十万人かというような意味合いがあります。閣議決定の文章から引用したのではないかと思います。閣議決定の文書には17名とはっきり数字が書いてあります。そして閣議決定の文章には17名が拉致されたと断定しており、拉致の疑いがあるという表現でその他についてもおわせています。ただ、断定していることと疑いがあることを混在して書くのはこの種の文章では望ましくないと思います。

それから後段で、「拉致問題を自分自身の問題として考え、行動することが、政府を後押しし、それが問題解決に向けた大きな力になる」とありますが、大きい小さいかは主観的な表現になります。「力になる」ということであれば、そうなんだろうと思いますが。主観的な表現はこの種の文章にはふさわしくないと思っております。

○中川会長

13ページの「多くの日本人が拉致されました」と言う表現についてはもう一度再検討してください。おっしゃったように閣議決定文章を使うのか、「とともに疑いのある人何名」などの(※注)を入れるとか、「政府によると何名」とか、そのような文章に変えてください。後段2行目の「大きな力」については主観的だというご指摘ですので「大きな」ととってください。これはこの場で決定しましょう。

○柴原委員

大きく4点あります。1点目は「基本方針」の4ページの基本理念のところ、今回「一人ひとりが尊重しあえるまち」となっており、これは総合計画にもあるとのことなので、それを踏襲するということですが、「一人ひとりを尊重する」ということと「平等とともに生きていく」ということの両方が必要ではないかと思います。個人の尊厳と平等は人権の基本といわれますので、一人ひとりを尊重する中でいろんなぶつかりあいがありますので、平等に共に生きていくということで「共生」というのが改訂前にはありましたが、それも必要ではないかと思います。「一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」というかたちで「共生の」という文言が入れられる検討してはどうかと思います。「尊重しあえる」という中に含まれているという意味合いもあるかもしれませんが、「個人の尊重」と「ともに生きていく」ということと、これがやはり人権の基本になると思いますので、それが1点です。2つめは人権救済のところ「基本方針」の9ページ「(5) 相談体制の整備とネットワークの構築」。前回は人権救済という項目があったのを削除し、相談体制の整備ということで書かれていますが、やはり人権相談あるいはさまざまな相談から救済につながるというのは非常に大事なところ。人権相談をやっている、この問題を何とかしてくださいと相談されます。そういう意味では人権に関しての救済制度ですね、法務省の人権侵犯とか人権擁護委員さんの取り組みとかいうものもありますけれども、労働分野でも福祉分野でも救済の機関や仕組みを作っていくので、問題解決・救済につながる相談ということで、相談自身をいろんな救済につなげていくということ「基本方針」として持つべきではないかと思います。そうすると「推進プラン」の方でも具体的に庁内での相談の連携とか相談から救済機関につながるということが必要になってくるのではないかと思います。これが2点目です。3点目は「基本方針」の11ページの「障がい者」のところ。 「推進プラン」には「障害者差別

解消法」のことが書かれているのですが、「基本方針」としてやはりノーマライゼーションとかユニバーサルデザインということをもふまえて、社会的障壁を取り除くために「障がい者差別の解消」と「合理的配慮の提供」ということが今後、大きな柱になると思いますので「基本方針」にその文言を入れてはどうかと思います。4点目は「推進プラン」の11ページ「さまざまな人権課題の解決にむけて」のところでセクシャルマイノリティの課題が性同一性障害などの性的マイノリティへの差別というふうに書かれていますが、昨今の状況として、性的マイノリティ・LGBTへの課題認識は非常に高まってきておりますし、渋谷区や世田谷区でのパートナーシップ証明書の発行とか条例ができるとか、近畿のいろんな市でも検討が始められている動きもあります。そういう意味では性同一性障害だけではなくて同性愛の課題なども入ってきておりますので、またこれは労働や教育や福祉全般に及ぶことですので、もう少しここの表現を同性愛のことを入れるとかあるいは今の動きを入れるなどして強調していくことは出来ないかと思います。以上4点です。

○中川会長

今いただいたご意見はすべて持ち帰りますか。

○事務局

1点目に関しましては、第5次総合計画との兼ね合いでこういった表現に一旦させていただいてますが、第5次総合計画の基本構想を今あらためて確認いたしますと、その中には「一人ひとりの人権が尊重され、共に支えあうことができる地域社会を構築するとともに」という表現も入れておりますし、現在策定中の基本計画の方でも同じような表現、「共に生きる」といった表現も使っていますので、そのあたり一度持ち帰りまして、文言を工夫させていただきたいと思います。2点目の救済についてはご意見をふまえて検討させていただきます。

○中川会長

LGBTについても表現を加えたら良いかなと思います。

○七條委員

福祉住環の仕事をしていて、高齢者に携わっているので「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）」の中で「生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて」についての指標、成年後見制度利用相談件数で現状60件で目標値が100件とありますが、もっとたくさんあるべきではないかなと思いますし、私自身も市民後見人として堺の裁判所に登録しております。河内長野には9名の市民後見人がおりますが、そういう方たちをもっと活用していただいて、お年寄りが尊厳をもって生きていかれるように動いていただければと思います。この前やっと、3年目になりますが1人だけ受任されて、受任する基準というのが私はわかりませんが、もっと横のつながりで連携していただければ、十分、市民後見人で支えられる部分がありますし、わからなければ専門相談があるので、もっと活用していける方向を考えていただきたい。70歳で受けられなくなる。私もあと5年間の間に受けなければ使えなくなる。今年で3年目になるが、教育していただいたものが何にもならないし、受けたもののモチベーションも下がってきて「もういいか。辞めようか。」との声もたくさん聞く。専門職でなくても市民で十分出来ると思うので、市民でもできるような方向を考えてもらいたいと思います。

○中川会長

今のご意見を高齢福祉担当にお伝えください。市民後見人制度の未活用というか、今後政策的な姿勢をお聞きしたうえで、委員にお返しするように言っておいてください。

○井上委員

すでに柴原委員さんから言っていただきましたが、1点目は障がい者の問題で「障害者差別解消法」が来年4月から施行されますが、それに伴って主には知的障がい者の人たちに対する合理的配慮のある文書作り、公的な文書も含めましてわかりやすい文書を作りなさいというようなことがありますので、そのあたりは各団体の方々にもご理解いただくということを強調していただきたいと思いました。それから推進プランに関して、就労継続支援事業所の平均工賃というのを上げるのが難しい状況ですので、そのあたりも市民の方々に考えていただけるような文言があったら良いなと思いました。企業の方々のご協力も必要だと思います。障がい者の就労支援についても力を入れていただけるような文章になれば良いと思います。

○中川会長

「推進プラン」にも、もう少し「合理的配慮」という言葉など入れた方が良いというご意見で「障害者差別解消法」は書いてありますけれども。就労継続支援事業に関連することとしては、事業現場に対する監視・監督についてはどのようになっているのかということで、具体的にお問い合わせいただいて委員に返してもらえますか。今ここで議論する時間がありません。よろしくお願いします。

○安達委員

2点あります。1つは「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標（案）」の中の「さまざまな人権課題の解決にむけて」の指標で人権・平和意識啓発事業への参加者数ということで目標をたてておられますが、このまえ「愛いのち平和展」の実行委員会の反省会でもお話ししましたが、これから18歳に参政権が下がっていくという方向に進んでいくのだろうと、そうなってくると高校生・大学生、要するに青年の意識というのが政治や市民運動を支えていく大きな力になっていくのだろうと思っています。そういうところに人権意識などを注いでいかないと、世の中前には進まないだろうなというふうに思っています。そういう意味で、青年たちが活動を自主的にしていく受け皿の形成をしっかりと考えていかなければならないと思っております。青少年育成の方でもいろいろと計画を立てていただいており、またいろんなところでそれは個々にはありますが、それを有機的に結合して進めていかないと、個々のところでいくらやってもいけないし、また予算のところではなかなか出ないということもお聞きしています。しかし、それをまとめた一つの受け皿を作っておけば、そこに予算を移すことも出来るだろうし、一度各部署が集まって、受け皿としてどういうものを作っていくのかということを考えていただければ。

もう1点は、就労支援のところですが、企業の中で中途障がい者になられた方が、雇用を継続するという点で、大企業ならいろんな部署に配置転換しながら適応することができる。小さい零細の事業所とか限定された機能を要するところになると障がいになられたことで、仕事を失われる。しかし、雇用を支えていきたい。ということになった時に、事業所はそれなりの負担をしながら雇用し続けなければならない。そういうことに対する支援の仕方はないのかなど。うちの保育園で、保育士さんの中でそういう方がいらっしゃるの、ハ

ローワークに事業所の支援はないのかとお聞きして、「調べてみます。」ということで応援いただいたんですが、「中途障がい者の支援に関しては、今のところない。」と。新規雇用に関しては、障がい者雇用としていろんな支援ありますが、そういうことも人権問題として考えていただければと思っています。

○中川会長

1点目は参政権拡大に伴う、18歳以上を対象とした人権啓発・重点事業のようなもの考えるべきではないか、というご指摘です。人権担当課としてはどういったお考えなのか。もしお考えあればお答えいただきたい。2点目は中途障がい者の支援については実態的にどうなっているのか、所管課にお聞きいただいて、委員に回答してください。では1点目についてお願いします。

○事務局

1点目に関しましては、今後確かに必要かなと考えますが、今のところ具体的な事業計画を持っていないのが実情でございます。

○中川会長

はい。ただ、今ご指摘あったように18歳から人権の感覚というのか、そういうものを身につけておかないと社会人になってからではちょっとしんどいという点では非常に重要な施策でありゾーンではないかという気はしますね。

○事務局

今回、人権に関する市民意識調査を実施させていただきました。その中でやはり、今現在60歳未満の方というのは小・中・大学等での人権についての学習経験があるという方が多いという結果が出ておりました。70歳以上の方では少なかったのですが、一定、人権に関する学習については進んでいるのではないかと。ただ、たしかに人権感覚を持った人を継続して育てるという観点では今後の取組みがまさに重要かなと考えております。

○山本副会長

特段ありませんが、市民意識調査の結果で、やはり1番多いのは今後高齢化社会に基づく高齢者のケース。子ども、障がい者についてはほぼ同数。ネットの被害が非常に多いということで、プランには、相談体制のネットワークの部分について、人権に関わる困っている人の救済というのは役目だと思っているので、その充実した体制づくりということ。それと、思うのは幼児教育からという表現で変えていただいたのはありがたかったということ。その中で、施策を推進していくには学校・教師、家庭、地域住民ですよね。表現的には地域・市民との連携ということで謳っていただいておりますが、推進に当たっては行政としての具体的な方針を加えていただいたらありがたいかなと思います。あとはうまくまとめていただいていると思います。

○森中委員

幼児期から学校教育の人権啓発は大事なことだなと思いますし、それにも関わらずいじめ等、ネット社会の影響なのか増えている状況にあるというのは、教育に携わるものとしては

心の痛いことです。その中で1つ思っていることは、この中にも書いていただいておりますが、家庭・地域との連携は非常に大事なことだと思いますが、学校教育はどんどんしていかないといけないことがはっきりしていて、私たちも計画を持ちながらしていきますが、家庭教育に対する支援というのはいろんな仕掛け、この「推進プラン」の目標指標をみても、家庭教育に対する支援になるものがあったり、人権協会の人権教室等開かせてもらっていることなどもそうですし。いろんな取り組みはあるけれど家庭教育を支援しているということが基本方向になかったので、学校教育、生涯教育というのがある中で、家庭教育についても市として大事にしているということを明記しても良いのではという意見を持っていました。また、家庭まるごと教育できるという人権尊重の取り組みがあればいいなということを考えていました。

○中川会長

家庭教育の存在は見えにくくなっているように思うけれど、それについてはどうかということですね。事務局の見解はありますか。

○事務局

現状、見解は特に持ち合わせておりませんが、たしかにおっしゃったように虐待であるとかDVもそうですし、家庭の中で起こっている問題というのは、やはり人権の確立というのが重要なと思います。

○中川会長

どこに書いてもいいことかもしれませんが、序論のところにも、家庭との関係、社会教育あるいは学校教育の充実が家庭支援になるとか、そういう連関をきちっと位置づけて書いたらどうかなという気はします。

○事務局

現在、教育委員会の方で家庭教育については非常に力を入れております。実際に講座もやりかけておりますので、そのあたり確認して、どのように表現するのが良いか、一度検討させていただきます。

○中川会長

それではここで議題を打ち切ります。今日いただきました意見は大変貴重な、しかも本質をつくようなご意見がたくさん出たということで、非常に参考になるというか、また新たなことが出てきたと思っています。勿論これで完成版ということは思っておられませんし、私たちが思っておりませんので、引き続きご意見をお寄せいただけますようお願いいたします。

○中川会長

それでは、議事の「(2)その他」について事務局から何かございますか。

○事務局

申し訳ございませんが「(2)その他」の前に、1点資料の修正がございます。「改訂 河内長野市人権施策推進プラン（本編）※改訂案」の9ページでございます。「同和問題の解決にむけて」のところ、「市民意識調査（平成27（2015）年実施）の結果から」の箇所自身結

婚の場合、子どもの結婚の場合のそれぞれ%が出ております。自身の結婚の場合が7.7%となっておりますが17.7%が正しい数値でございます。資料4「第42回河内長野市民意識調査単純集計表 ※<人権問題>箇所の抜粋」にございます数値が正しいこととなります。

○中川会長

それでは、「(2)その他」に入ってください。

○事務局

いろいろ貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。いただいたご意見の中で、事務局で担当課と調整が必要なご意見もございましたので、調整のうえ回答させていただきます。本日は、長時間にわたりありがとうございました。次回は来年1月12日午後からでございます。時間については申し訳ございませんが現時点では未定です。本日お手元にお配りさせていただきました意見提出用紙ですが、事務局の整理の都合上、申し訳ございませんが11月末までをお願いできればと思います。本日いただいたご意見と、意見提出用紙でいただいたご意見を、ご迷惑をおかけしますが会長・副会長とは調整させていただいて、来年1月12日の審議会でご審議いただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○中川会長

どうもありがとうございました。